

令和6年9月 能登豪雨 復興応援資金

《緊急特別融資制度》

事業資金

- ご利用いただける方 法人および個人事業者
- お 使 い 道 豪雨被害からの再建に必要な復旧・復興資金
(運転資金・設備資金／借換は原則不可)
- 期 間 運転資金：10年以内（据置期間2年以内）
設備資金：15年以内（据置期間2年以内）
- 金 額 3,000万円以内
ただし、既に能登半島地震復興応援資金を利用している方は
合算4,000万円以内
- 利 率 年利1.3%（変動金利型）
保証協会付融資の場合、0.3%優遇
- 担 保 担保の提供または保証協会のご利用をお願いする場合があります。
- 連帯保証人 法人：「経営者保証に関するガイドライン」に基づき
対応させていただきます。
個人事業者：不要
- 必 要 書 類 罹災（被災）証明書または罹災届出書
間接的被害の場合は、具体的な影響等が分かる書類
- お取扱期限 令和6年12月30日（月）
- そ の 他 都合によりご融資に応じかねる場合があります。

くわしくは最寄りの店舗まで

のと共栄信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/notoshin/>